

研究人材流動化促進計画に関する既往の政府決定

●科学技術基本計画（平成 13 年 3 月 30 日閣議決定）

国立試験研究機関、独立行政法人研究機関、国立大学等の国の研究機関等は、30 代半ば程度までの若手研究者については広く任期を付して雇用するように努めるとともに、研究を行う職については原則公募とし、広く資質・能力のある研究者に公平な雇用機会を提供する。国の研究機関等は、任期制及び公募の適用方針を明示した計画を作成するよう努める。

研究者の流動化その他の科学技術システム改革に関する施策についても、基本計画を踏まえ、必要に応じ、基本的な指針を取りまとめる。

●規制緩和推進 3 か年計画 （平成 13 年 3 月 30 日閣議決定）

産学官の間での研究者の流動性を高めるため、科学技術基本計画における任期制や公募制の活用等の検討を踏まえ、国立試験研究機関等がそれぞれ研究人材流動化促進計画を策定すること等を検討する。

●産業構造改革・雇用対策本部中間とりまとめ （平成 13 年 6 月 26 日産業構造改革・雇用対策本部決定）

○人材流動化の促進

任期制・公募制の推進による人材の流動化に一層努めるとともに、総合科学技術会議の議論も踏まえ、公的研究機関は、任期制及び公募の適用方針（業務や研究分野等により任期又は公募を適用できない場合はその理由）を明示した研究人材流動化の促進に関する計画の策定等を検討し具体化を図る。